

## はじめに

### 1. 背景

総務省は2005年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催した。同研究会では、地方公共団体が地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組みについて、「コミュニケーション支援」、「生活支援」及び「多文化共生の地域づくり」の3つの観点から総合的・体系的に検討し、また各地方公共団体が多文化共生を推進する上で必要となる「多文化共生施策の推進体制の整備」について考え方を整理した。研究会での検討を踏まえ、総務省では2006年3月に「多文化共生推進プラン」を策定・通知し、全国の地方公共団体における総合的かつ計画的な多文化共生の取組みを促進した。その後2010年4月現在では、全国で495の団体が多文化共生を推進するための指針や計画（総合計画等の中で多文化共生の推進に言及するものを含む）を策定している。

さらに、2006年度には、「防災ネットワークのあり方」及び「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について重点的に検討し、その結果を報告書としてとりまとめた。また、2008年度に地方公共団体等における多文化共生推進事例に関する調査を実施し、多文化共生事例集<sup>1</sup>としてとりまとめ公表した。

2009年度は「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、多文化共生施策に取り組む地域の先駆的な事例の整理・分析及び地域の実情に応じた多文化共生施策の推進に関する課題の明確化をテーマに意見交換を行った。

他方で政府全体の取組みに目を向けると、2008年秋以降の世界的な景気後退により、日系人をはじめ生活に必要な日本語を十分に使いこなすことが難しい定住外国人が、教育、雇用など様々な面で深刻な影響を受けたことを背景として、2009年1月に内閣府に「定住外国人施策推進室」が設けられ、関係省庁連携の下、必要な対策について検討が進められた。その結果2010年8月には「日系定住外国人施策に関する基本指針」がとりまとめられ、日本語能力が不十分である者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れるための施策を国の責任で講じることとされた。

また、日本に在留する外国人の数は年々増加するとともに、活動内容が多様化しており、現行制度の下ではその居住実態の把握を十分に行えず、適正な在留管理を行う上及び外国人住民に行政サービスを的確に提供する上で支

---

<sup>1</sup> 財団法人自治体国際化協会のウェブサイトにおいて公表

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/index.html>

障が生じていた。このため、外国人登録制度を廃止し、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度である新たな在留管理制度が導入されるとともに、外国人住民の利便の増進及び市町村等の合理化を図るため、外国人住民についても日本人と同様に、住民基本台帳法の適用対象に加えるよう、同法が改正された。その結果、2012年7月までには外国人住民が住民基本台帳の適用対象となる予定である。

こうした背景の下、総務省では、地方公共団体における多文化共生の取組みをさらに促進する観点から、2011年2月24日に「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、地方公共団体による多文化共生の先進的事例について聴取を行った。

## 2. 意見交換会開催の趣旨・目的

地域における多文化共生の推進に関しては、これまで特に外国人住民が集住する地域の地方公共団体が必要性に迫られて、先進的な取組みを行ってきたところである。これらの取組みに当たっては、それぞれの環境に応じて試行錯誤が繰り返され、様々な工夫がなされている。

こうした取組みの概要については、先に触れた多文化共生事例集や内閣府作成の事例集<sup>2</sup>等により既に幅広く公表され、他の地方公共団体の取組みに当たっての参考として、利用に供されている。一方、それぞれの取組みについての背景事情やその地域ならではの工夫や課題といったより詳しい情報については、事例集として公表されているものはあまり見当たらない。

本意見交換会は、こうした地方公共団体の先進的な取組みについて、いくつかの地方公共団体の担当者及び有識者が情報交換を行うことを通じて、他の地方公共団体の取組みに当たっての有益な情報を引き出すことを意図したものである。

## 3. 本意見交換会で取り上げた事例

本意見交換会では以下の5つの地方公共団体による、7つの取組事例を取り上げた：

- ・愛知県：「多文化共生コミュニティ状況等実態調査」事業（事例1）  
「多文化共生促進教室開催」事業（事例2）
- ・浜松市：「プロジェクト・ジュントス」事業（事例3）
- ・美濃加茂市：「多文化共生推進座談会」事業（事例4）  
「定住外国人自立支援センター」運営事業（事例5）

---

<sup>2</sup> 「日系定住外国人の集住する地方自治体における取組みについて」

<http://www8.cao.go.jp/teiju/jireishu/index.html>

- ・新宿区：「新宿区多文化共生連絡会」開催事業（事例6）
- ・大泉町：「文化の通訳登録・育成」事業（事例7）

これらの団体は、以下で順次示すとおり、県、指定都市、市、23区、町村において全国で最も外国人登録者の割合が高い団体である。愛知県は多文化ソーシャルワーカーや日本語学習基金といった特色ある取組みをいち早く実施していることで知られ、浜松市は外国人集住都市会議の設立を主導したことで知られている。美濃加茂市や新宿区、大泉町は著しく外国人割合が高い団体であり、特に新宿区には100を超える国籍の外国人が暮らしていることで知られる。これらの団体はいずれも多様な先進的な取組みを進めている地域である。

また、本意見交換会で取り上げた事例については、一律の選定基準を設けたものではないが、各団体へのヒアリングを通じて、特に特徴的と考えられる取組みを総務省にて選定したものである。

#### 4. 本報告書の概要

本報告書は、いくつかの先進的な取組みについて、背景事情、経緯、事業実施に当たっての工夫、今後の課題など、地方公共団体の担当者及び有識者との質疑応答で得られた情報を提供するものである。

今回取り上げた取組事例は、それぞれの団体が実施している取組みのごく一部ではあるが、他の地方公共団体における多文化共生施策の企画・立案、推進の参考情報として活用されることを期待する。